



和歌山市公報

令和5年（2023年）5月1日
第1750号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

- 32 和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生涯学習課） 2
- 33 和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課） 2

【告示】

- 197 公示送達（令和4年度第9期介護保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課） 2
- 198 公示送達（令和5年度（令和4年度分）介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課） 3
- 199 国土調査法の規定による地籍調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・（地籍調査課） 3
- 200 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課） 4
- 201 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課） 4
- 202 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課） 5
- 203 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課） 6
- 204 公示送達（令和4年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・（保険総務課） 6
- 205 公示送達（令和4年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・（保険総務課） 7
- 206 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・（自治振興課） 7
- 207 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・（自治振興課） 7
- 208 公示送達（市県民税普通徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課） 8
- 209 公示送達（令和4年度随時第9期国民健康保険料督促状及び令和4年度第7期から第9期まで国民健康保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課） 8
- 210 公示送達（令和4年度国民健康保険料納入通知書及び令和4年度国民健康保険料更正通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課） 8
- 211 身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課） 8

【公告】

- 和歌山都市計画道路（3・2・5号 松島本渡線）の図書の写しの縦覧・・・・・・・・（都市計画課） 9
- 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課） 9
- 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（農林水産課） 9
- 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・（地籍調査課） 10
- 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・（地籍調査課） 11
- 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・（地籍調査課） 11
- 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・（地籍調査課） 12
- 和歌山市今福霊園の使用者の募集・・・・・・・・・・・・・・・・（保険総務課） 12
- 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課） 14
- 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・（地籍調査課） 14
- 道路位置の指定の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課） 14

【 選挙管理委員会告示 】

- 51 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 15
52 和歌山市議会議員一般選挙の当選人の住所及び氏名・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 15

【 人事委員会公告 】

- 令和5年度第1回和歌山市職員採用試験の実施・・・・・・・・・・・・（人事委員会事務局） 15

【 規 則 】

和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和5年4月20日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第32号

和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（令和5年条例第13号）の施行期日は、令和5年4月28日とする。

（令和5年4月20日揭示済）

和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月21日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第33号

和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（規則で定める日）

- 7 和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第34号）附則第2項及び和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和3年条例第30号）附則第2項の規則で定める日は、令和5年5月7日までに感染した条例附則第8項に規定する新型コロナウイルス感染症の療養のためにその業務に就くことができなくなった日から起算して3日を経過した日以後の就労を予定していた日のうち最初の日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和5年4月21日揭示済）

【 告 示 】**和歌山市告示第197号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年4月20日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度 | 期別 | 種別 | 備考 |
|-------|-----|-------|---------------------------|
| 令和4年度 | 第9期 | 介護保険料 | 督促状の指定納付期限を令和5年5月1日に変更する。 |

(別紙省略)

(令和5年4月20日揭示済)

和歌山市告示第198号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年4月20日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度 | 種別 | 備考 |
|---------------|--------------------------------|----|
| 令和5年度（令和4年度分） | 介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収） | |

(別紙省略)

(令和5年4月20日揭示済)

和歌山市告示第199号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和5年4月20日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 事業計画が定められた年月日 令和5年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称 和歌山市
- 3 調査地域 北出島の一部
南出島の一部
吉礼の一部
園部の一部
西浜の一部
雑賀崎の一部
内原の一部
狐島の一部
島橋東ノ丁の一部
野崎の一部
加太の一部
中之島の一部
北新元金屋丁の一部
西仲間町2丁目の一部
東仲間町2丁目の一部
北新2丁目
北新2丁目
北新七軒丁
北新博労町

新中島の一部
 中島の一部
 善明寺の一部
 本脇の一部
 小豆島の一部
 田屋の一部
 畳屋町の一部
 鍋屋町の一部
 本町7丁目の一部
 源蔵馬場1丁目
 源蔵馬場2丁目
 新魚町
 本町8丁目
 北島の一部

4 調査期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年4月20日揭示済)

和歌山市告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和5年4月21日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月21日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号 | 路線名 | 区域変更の区間 | 旧新別 | 延長 (m) | 幅員 (m) |
|-------|--------|---------------------------------|-----|--------|---------------|
| 13-43 | 加納新日線 | 和歌山市加納25番1地先～ 和歌山市加納26番1地先 | 旧 | 22.4 | 4.30 |
| | | | 新 | 22.4 | 5.10～ 5.80 |
| 19-18 | 坂田和田線 | 和歌山市坂田248番2地先～ 和歌山市坂田248番2地先 | 旧 | 18.4 | 3.00 |
| | | | 新 | 18.4 | 3.90～ 4.00 |
| 19-21 | 三田21号線 | 和歌山市坂田249番地先～ 和歌山市坂田249番地先 | 旧 | 25.3 | 1.40～ 1.80 |
| | | | 新 | 25.3 | 4.00 |

(令和5年4月21日揭示済)

和歌山市告示第201号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年4月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所 | 移動し、保管した年月日 |
|-----------------------|-----------------------|
| JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和5年4月8日、同月10日及び同月14日 |
| JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和5年4月5日 |

南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域

令和5年4月3日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

| | | |
|-------------------------------|-------|--------|
| 自転車 | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年4月21日揭示済)

和歌山市告示第202号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年4月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所 | 移動し、保管した年月日 |
|------------|-------------|
| 和歌山市内一円市道上 | 令和5年4月11日 |

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

| | | |
|-------------------------------|-------|--------|
| 自転車 | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年4月21日揭示済)

和歌山市告示第203号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年4月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年4月24日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

| 放置されていた場所 | 移動し、保管した年月日 | 移動し、保管した旨を告示した年月日 |
|-----------------------|------------------|-------------------|
| JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和5年1月10日及び同月14日 | 令和5年1月20日 |
| 和歌山市内一円市道上及び城東公園 | 令和5年1月4日及び同月13日 | 令和5年1月20日 |

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和5年4月21日揭示済)

和歌山市告示第204号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年4月24日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度 | 種別 |
|-------|------------|
| 令和4年度 | 後期高齢者医療保険料 |

(別紙省略)

(令和5年4月24日揭示済)

和歌山市告示第205号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年4月24日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度 | 種別 | 備考 |
|-------|------------|---------------------|
| 令和4年度 | 後期高齢者医療保険料 | 納期は、令和5年5月11日に変更する。 |

(別紙省略)

(令和5年4月24日揭示済)

和歌山市告示第206号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月26日

和歌山市長 尾花正啓

| 区分 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-----------------|----------------|-------------------|-------------------|----------|
| 和歌山市金谷 連合自治会 | 代表者の氏 名及び住所 | 南出彰宏 和歌山市金谷913 | 明楽康秀 和歌山市金谷393 | 令和5年4月1日 |

(令和5年4月26日揭示済)

和歌山市告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月27日

和歌山市長 尾花正啓

| | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|--------|-----------------------------------|---|--|-----------|
| 南大橋自治会 | 規約に定 める規約 名称、名 称及び区 域 | 南大橋西自治会規約 本会は、南大橋西自治 会と称する。 本会の区域は、和歌山 市新庄251番地の6 から27まで、新庄2 51番地の31、新庄 | 南大橋自治会規約 本会は、南大橋自治会と称す る。 本会の区域は、和歌山市新庄 166番地の1から29ま で、新庄181番地の1と新 庄183番地の2、新庄25 | 令和5年4月21日 |

| | | |
|--|--|---|
| | 263番地の2から4 まで、新庄263番地 の9から17まで、2 67番地の2から13 までとする。 | 1番地の6から27まで、新 庄251番地の31、新庄2 63番地の2から4まで、新 庄263番地の9から17ま で、267番地の2から13 までとする。 |
|--|--|---|

(令和5年4月27日揭示済)

和歌山市告示第208号

市県民税普通徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車（種別割）税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年4月28日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和5年4月27日揭示済)

和歌山市告示第209号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年4月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度 | 期（月）別 | 種別 | 備考 |
|-------|---------------------|---------|------------------------------|
| 令和4年度 | 随時第9期 第7期から第9期まで | 国民健康保険料 | 督促状の指定納期限を令和5年5月8日に 変更する。 |

(別紙省略)

(令和5年4月28日揭示済)

和歌山市告示第210号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年5月1日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度 | 種別 | 備考 |
|-------|--------------|---------------------|
| 令和4年度 | 国民健康保険料納入通知書 | 納期は、令和5年5月24日に変更する。 |
| 令和4年度 | 国民健康保険料更正通知書 | 納期は、令和5年5月24日に変更する。 |

(別紙省略)

(令和5年5月1日揭示済)

和歌山市告示第211号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身

体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月1日

和歌山市長 尾花正啓

| 氏名 | 診療科目 | 診断する障害の種類 | 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|------|-------|-----------|-------------------------|------------|----------|
| 西 晃佑 | 眼科 | 視覚障害 | 和歌山県立医科大学附属病院 | 紀三井寺811番地1 | 令和5年5月1日 |
| 辻本直貴 | 呼吸器内科 | 呼吸機能障害 | 和歌山駅前つじもと内科・呼吸器内科アレルギー科 | 黒田95-5 | 令和5年5月1日 |

（令和5年5月1日揭示済）

【 公 告 】

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、和歌山県から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月19日

和歌山市長 尾花正啓

- 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路（3・2・5号 松島本渡線）
- 縦覧場所
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

（令和5年4月19日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和5年4月19日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定年月日 指定番号 | 地名地番 | 申請者住所氏名 | 道路幅員×延長 総延長 |
|------------------------|--|--------------------|---|
| 令和5年4月17日 和建指第2723号 | 和歌山市粟字寺ノ前12 1番3の一部、121番 4、121番5の一部、 121番6、121番7 | 和歌山市粟319番地 竹中 功 | 4.00m×2.32m 4.10m～6.00m ×10.10m 6.00m×27.23m 39.65m |

（令和5年4月19日揭示済）

和歌山農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第11条第1項の規定により、当該変更に係る農業振興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を令和5年4月20日から同年5月19日まで和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に和歌山市民は、法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定に基づき和歌山農業振興地域整備計画案に対して、和歌山市に意見を提出することができる。

また、和歌山農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、法第13条第4項において準用する法第11条第3項の規定に基づき農用

土地利用計画案に対して異議があるときは、上記の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山市にこれを申し出ることができる。

令和5年4月20日

和歌山市長 尾花正啓

1 意見書の提出先等

(1) 提出先 郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

(2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和5年5月19日（郵送にあつては、同日の消印のあるものまでとする。）

(3) 提出に当たっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできない。

イ 意見書には、個人の場合にあつては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、和歌山農業振興地域整備計画の変更の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ和歌山農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとする。なお、その際には、和歌山農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表する。

2 異議申出の際の提出先等

(1) 提出先 郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

(2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和5年6月5日（郵送にあつては、同日の消印のあるものまでとする。）

(3) 提出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

エ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があつたことを知った日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 教示の有無及びその内容

キ 異議申出の年月日

(令和5年4月20日揭示済)

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第3項の規定によ

り公告する。

令和5年4月27日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市紀三井寺字大垣内529番4
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和5年4月27日揭示済）

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年4月27日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市内原字福井原989番1
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和5年4月27日揭示済）

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年4月27日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市内原字福井原989番4
- 2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

和歌山市

- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和5年4月27日揭示済）

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年4月27日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地の所在・地番

和歌山市内原字福井原992番3
993番2

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

和歌山市

- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和5年4月27日揭示済）

和歌山市営墓地条例施行規則（平成4年規則第16号）第2条の規定に基づき、和歌山市今福霊園使用者の募集について、次のとおり公告する。

令和5年4月28日

和歌山市長 尾花正啓

1 募集用地等

- (1) 名称 和歌山市今福霊園
- (2) 所在地 和歌山市今福2丁目2番4号
- (3) 公募区画数 70区画
- (4) 区画の大きさ 1区画当たり91cm×91cm、1人につき本市指定の募集区画地のうち1か所
- (5) 使用料 1区画につき450,000円

2 申込みをすることができる者の資格

次の(1)から(3)までの全てを満たす者は、1人につき本市指定の募集区画地のうち1か所に限り、申込みをすることができる。

- (1) 申込み時に和歌山市に住民登録をし、居住している者
 - (2) 慣習に従って祭祀を主宰する者
 - (3) 死亡した人の遺骨があり、使用許可を受けた日から1年以内に埋蔵することができる者
- 3 申込みをすることができない者
- 次のいずれかに該当する者は、申込みをすることができない。
- (1) 現在、今福霊園の使用許可を受けている者と同一世帯に属する家族の者
 - (2) 現在、今福霊園の使用許可を受けている者で、改めて使用区画数と同区画数以下の申込みをしようとするもの
 - (3) 分骨のみの埋蔵を行う者
 - (4) 将来のため墓地を確保したい者
- 4 申込書の配付
- 令和5年5月1日（月）から和歌山市役所東庁舎1階保険総務課及び和歌山市今福霊園管理事務所で配付し、郵送による配付は原則として行わない。
- 5 申込受付期間等
- (1) 受付期間 令和5年5月22日（月）から同年5月30日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - (2) 受付時間 各日とも午前8時30分から午後5時15分まで
 - (3) 受付場所 和歌山市役所東庁舎1階保険総務課。なお、郵送による申込みは、原則として受付を行わない。
- 6 申込み時に必要な書類
- (1) 申込みに当たっては、次の書類を提出すること。
 - ア 墓地使用申込書（指定様式） 1部
 - イ 申請者本人の居住地が確認できる公的書類（住民票、運転免許証、健康保険証等）の写し 1部
 - ウ 被埋蔵予定者又は被改葬予定者を確認できる書類（火葬許可証、戸籍等）の写し 1部
（複数の者の遺骨がある場合は、被埋蔵予定者又は被改葬予定者のうち1人分でよい。）
 - (2) 使用が確定した者には、墓地使用許可申請書等の書類を改めて提出させる。なお、詳細は、対象となる者に別途通知する。
- 7 使用区画等の決定
- (1) 希望区画において申込みが重複したときは、公開抽選により使用予定者を決定する。重複していない場合は、そのまま使用予定者とする。
 - (2) 公開抽選により決定した使用予定者が辞退した場合は、その区画を希望していた者の中から繰り上げて使用予定者を決定する。なお、繰り上げる順番は、公開抽選時に決定しておく。
 - (3) 墓地使用申込書を提出した後に別の区画に変更したい場合は、受付期間中であれば、1回に限り変更することができる。
 - (4) 受付期間中は、保険総務課窓口で各区画の最新の申込状況を掲示するので、参考にすること。申込状況は、電話でも答える。また、和歌山市ホームページでも公開する。なお、和歌山市ホームページでの申込状況は、午後5時15分現在のもを翌日午前9時頃に更新する予定である（土曜日及び日曜日を除く。）。
 - (5) 公開抽選の日時等は次のとおりとする。
 - ア 日時 令和5年6月9日（金）午後1時30分から
 - イ 会場 和歌山市役所 東庁舎3階 第2会議室
 - (6) 申込受付終了後、抽選の有無等を申込者全員に郵送で通知する。
- 8 随時募集
- 今回の募集区画内で空き区画が生じた場合は、令和5年7月3日（月）から随時募集の申込受付を行う。詳細については、保険総務課まで問い合わせること。
- 9 その他
- (1) 家族や他の親族の者による重複申込みを行った場合は、無効とする。
 - (2) 使用料とは別に、墓地の整備及び管理に要する費用の一部を、使用者から年間管理料として毎年徴収する。年間管理料は1,500円に使用区画1区画当たり200円を加えた額とする。

(3) 問い合わせ先

和歌山市役所東庁舎 1階保険総務課総務企画班 電話 073-435-1069

和歌山市今福霊園管理事務所 電話 073-422-0677

(令和5年4月28日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和5年4月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定年月日 指定番号 | 地名地番 | 申請者住所氏名 | 道路幅員×延長 総延長 |
|------------------------|--|--|------------------------|
| 令和5年4月26日 和建指第2727号 | 和歌山市田尻字下田11 1番1、111番2の一 部、111番4の一部、 111番7 | 和歌山市黒田1丁目2 番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男 | 6.00m×54.24m 54.24m |

(令和5年4月28日揭示済)

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年5月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地の所在・地番

和歌山市西浜字下川向ノ坪1181番6

和歌山市西浜字下川向ノ坪1182番2

和歌山市西浜字下川向ノ坪1197番1

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階

電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

(令和5年5月1日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を一部取り消したので、和歌山市建築基準法施行細則（平成11年規則第69号）第15条第4項の規定により公告する。

令和5年5月1日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定年月日 指定番号 | 取り消した地名 地番 | 申請者住所氏名 | 取り消し後の 道路幅員×延長 総延長 | 取り消した日 |
|---------------|---------------|---------|--------------------------|--------|
|---------------|---------------|---------|--------------------------|--------|

| | | | | |
|------------------------|------------------------|-----------------------|-------------------------------|-----------|
| 昭和47年11月15日 和建指第93号 | 和歌山市粟字重道ノ坪212番 1の一部 | 和歌山市大谷116番地14 小林健治 | 4.00m×48.19m 総延長 48.19m | 令和5年4月26日 |
|------------------------|------------------------|-----------------------|-------------------------------|-----------|

(令和5年5月1日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第51号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年4月21日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 日時 令和5年4月21日（金）午前10時00分
- 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 案件 衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙における開票立会人の選任について
(令和5年4月21日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第52号

令和5年4月23日執行の和歌山市議会議員一般選挙の当選人の住所及び氏名は次のとおりである。

令和5年4月24日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

(別紙省略)

(令和5年4月24日揭示済)

【 人事委員会公告 】

令和5年度第1回和歌山市職員採用試験を次のとおり実施するので公告する。

令和5年4月26日

和歌山市人事委員会委員長 田中 祥博

令和5年度第1回和歌山市職員採用試験

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

令和6年4月1日採用予定

| 試験区分 | | 採用予定人員 | 職務内容 |
|-------|----------|--------|--|
| 行政職Ⅰ種 | 事務職 [1型] | 13人 | 市長事務部局等で、一般行政事務に従事する。 |
| | 事務職 [2型] | 27人 | |
| | 情報職 | 1人 | 市長事務部局等で、情報システムの導入・管理運営業務、その他一般行政事務に従事する。 |
| | 化学職 | 1人 | 市長事務部局等で、主に環境衛生に関する試験研究、検査、調査、指導等の専門行政事務に従事する。 |
| | 建築職 | 1人 | 市長事務部局等で、主に市有建築物の設計、監督業務、建築指導等の専門行政事務に従事する。 |

| | | | |
|---------|-----|----|--|
| | 土木職 | 9人 | 市長事務部局等で、主に道路、河川、都市計画等の事業の調査、設計、監督業務等の専門行政事務に従事する。 |
| | 電気職 | 1人 | 市長事務部局等で、主に電気設備工事の設計、監督業務、保守管理等の専門行政事務に従事する。 |
| | 機械職 | 1人 | 市長事務部局等で、主に機械設備工事の設計、監督業務、保守管理等の専門行政事務に従事する。 |
| 消防職 I 種 | | 8人 | 消防署等で、消火活動、救急活動、救助活動、火災予防及び防火指導の業務に従事する。 |

2 受験資格

次の（1）から（3）までの要件を満たす者

（1）次のいずれかに該当する者。ただし、消防職 I 種についてはアに該当する者に限る。

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する永住者（令和6年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者（令和6年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

（2）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（3）次の試験区分別受験資格に該当する者

| 試験区分 | | 受験資格 |
|---------|-------------|--|
| 行政職 I 種 | 事務職 [1 型] | 次のア又はイに該当する者 ア 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問） イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次の(ア)又は(イ)に該当する者（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例） (ア) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学をいう。以下同じ。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者 (イ) 外国の大学を修了した者など和歌山市人事委員会が（ア）と同等であると認める者 |
| | 事務職 [2 型] | |
| | 情報職 | 次の①及び②を満たす方 ① 次のア又はイに該当する者 ア 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問） イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次の(ア)又は(イ)に該当する者（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例） (ア) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学をいう。以下同じ。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者 (イ) 外国の大学を修了した者など和歌山市人事委員会が（ア）と同等であると認める者 ② 独立行政法人情報処理推進機構が実施する（平成16年1月以前に |

| | | |
|-----|--|--|
| | | <p>財団法人日本情報処理開発協会が実施したものを含む。）、次の（ア）から（ツ）までのいずれかの試験に平成13年以降合格している者</p> <p>（ア）基本情報技術者試験 （イ）応用情報技術者試験 （ウ）ITストラテジスト試験 （エ）システムアーキテクト試験 （オ）プロジェクトマネージャ試験 （カ）ネットワークスペシャリスト試験 （キ）データベーススペシャリスト試験 （ク）エンベデッドシステムスペシャリスト試験 （ケ）ITサービスマネージャ試験 （コ）システム監査技術者試験 （サ）情報処理安全確保支援士試験 （シ）情報セキュリティスペシャリスト試験 （ス）システムアナリスト試験 （セ）アプリケーションエンジニア試験 （ソ）ソフトウェア開発技術者試験 （タ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理、エンベデッドシステム、情報セキュリティのいずれかとする。）試験 （チ）情報セキュリティアドミニストレータ試験 （ツ）上級システムアドミニストレータ試験</p> |
| 化学職 | | <p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のア又はイに該当する者 ア 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問） イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次の（ア）又は（イ）に該当する者（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例） （ア）大学を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者 （イ）外国の大学を修了した者など和歌山市人事委員会が（ア）と同等であると認める者</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する者 ア 化学に関する専門課程（準ずる課程を含みます。）を修了した者又は令和6年3月31日までに修了する見込みの者 イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかの資格を有する者 （ア）技術士（環境部門又は化学部門）（イ）技術士補（環境部門又は化学部門）（ウ）環境計量士（濃度関係） ウ 民間企業や公的機関等における、化学（化学関係の実験・検査等）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和5年3月31日現在）</p> |
| 建築職 | | <p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のア又はイに該当する者 ア 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問）</p> |

| | | |
|-----|--|---|
| | | <p>イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次の(ア)又は(イ)に該当する者（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例）</p> <p>(ア) 大学を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>(イ) 外国の大学を修了した者など当人事委員会が(ア)と同等であると認める者</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 建築に関する専門課程（準ずる課程を含みます。）を修了した者又は令和6年3月31日までに修了する見込みの者</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかの資格を有する者</p> <p>(ア) 一級建築士 (イ) 二級建築士 (ウ) 1級建築施工管理技士</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、建築（建築工事の設計・施工管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和5年3月31日現在）</p> |
| 土木職 | | <p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のア又はイに該当する者</p> <p>ア 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問）</p> <p>イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次の(ア)又は(イ)に該当する者（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例）</p> <p>(ア) 大学を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>(イ) 外国の大学を修了した者など当人事委員会が(ア)と同等であると認める者</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 土木に関する専門課程（準ずる課程を含みます。）を修了した者又は令和6年3月31日までに修了する見込みの者</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかの資格を有する者</p> <p>(ア) 技術士（建設部門又は上下水道部門）</p> <p>(イ) 技術士補（建設部門又は上下水道部門） (ウ) 1級土木施工管理技士</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、土木（土木工事の設計・施工管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和5年3月31日現在）</p> |
| 電気職 | | <p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のア又はイに該当する者</p> <p>ア 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問）</p> <p>イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次の(ア)又は(イ)に該当する者（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例）</p> <p>(ア) 大学を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者</p> |

| | | |
|--------------|------------|---|
| | | <p>(イ) 外国の大学を修了した者など当人事委員会が(ア)と同等であると認める者</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 電気に関する専門課程（準ずる課程を含みます。）を修了した者又は令和6年3月31日までに修了する見込みの者</p> <p>イ 次の（ア）から（ク）までのいずれかの資格を有する者</p> <p>（ア）第一種電気主任技術者 （イ）第二種電気主任技術者</p> <p>（ウ）第三種電気主任技術者 （エ）エネルギー管理士</p> <p>（オ）1級電気工事施工管理技士 （カ）建築設備士</p> <p>（キ）技術士（電気電子部門） （ク）技術士補（電気電子部門）</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、電気（電気設備の設計・施工管理・維持管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和5年3月31日現在）</p> |
| | <p>機械職</p> | <p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のア又はイに該当する者</p> <p>ア 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問）</p> <p>イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次の(ア)又は(イ)に該当する者（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例）</p> <p>（ア）大学を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>（イ）外国の大学を修了した者など当人事委員会が(ア)と同等であると認める者</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 機械に関する専門課程（準ずる課程を含みます。）を修了した者又は令和6年3月31日までに修了する見込みの者</p> <p>イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかの資格を有する者</p> <p>（ア）技術士（機械部門） （イ）技術士補（機械部門） （ウ）建築設備士</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、機械（機械設備の設計・施工管理・維持管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和5年3月31日現在）</p> |
| <p>消防職Ⅰ種</p> | | <p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のア又はイに該当する者</p> <p>ア 平成5年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問）</p> <p>イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次の(ア)又は(イ)に該当する者（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例）</p> <p>（ア）大学を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>（イ）外国の大学を修了した者など和歌山市人事委員会が（ア）と同等であると認める者</p> <p>② 次のアからウまでの身体等の基準を満たす者</p> |

| | |
|--|--|
| | ア 視力が、両眼とも1.0以上であること（矯正視力を含む）。 イ 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。 ウ 聴力、言語能力、運動機能などに、職務遂行上の支障がないこと。 |
|--|--|

注意事項

- 1 消防職Ⅰ種については、採用後は、任命権者が認める場合を除き、和歌山市に居住することが必要である。
- 2 「職務経験の期間」についての注意事項は次のとおりである。
 - (1) 職務経験には、6か月以上継続した、常勤の正規社員（職員）として就業していた期間又は当該事業所における常勤の正規社員（職員）と同じ勤務形態で就業していた期間（パートタイム、アルバイト、非常勤として雇用されていた期間は除く。）のみが該当する。
 - (2) 職務経験が複数ある場合は通算することができるが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限る。
 - (3) 在職中に連続して3か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。
 - (4) 職務経験には、次に例示するものが該当し、管理・計画業務と関わりのない現場業務等は除く。

| 試験区分 | 職務経験（例） |
|------|--|
| 化学職 | ○環境衛生に関する試験研究、検査、調査 |
| 建築職 | ○建築一式工事（鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による建築物に係るものに限る。）の設計又は施工管理 ○市街地開発事業その他の都市計画に関する建築に係る計画業務 ○建築物の確認又は検査 |
| 土木職 | ○道路・水道・下水道の新設・改修工事、河川改修工事、その他土木構造物の新設・改修工事についての設計又は施工管理 ○道路・水道・下水道・河川等の工事に関する監理技術者や現場代理人等としての施工管理 ○道路・水道・下水道等の計画、市街地再開発事業等の都市計画に関する土木に係る業務 |
| 電気職 | ○施設等（戸建て住宅等の小規模なものを除く。以下同じ。）の電気設備工事の設計又は施工管理 ○施設等の電気設備の制御又は維持管理 |
| 機械職 | ○施設等（戸建て住宅等の小規模なものを除く。以下同じ。）の機械設備工事の設計又は施工管理 ○施設等の機械設備の制御又は維持管理 |

- 3 職務経験年数による受験の場合、最終合格発表後、職務経験の確認のため証明書等の提出が必要である。なお、必要な職務経験が確認できなかった場合は、採用されない。

3 試験の方法等

(1) 試験種目一覧

| 試験区分 | 第1次試験種目 | 第2次試験種目 | 第3次試験種目 |
|-------------------------------------|-----------|--------------------|---------|
| 事務職〔1型〕、化学職、 建築職、土木職、電気職、 機械職 | 教養試験、専門試験 | 論文試験、口述試験、 適性検査 | / |
| 情報職 | 教養試験 | | |
| 消防職Ⅰ種 | 教養試験、体力試験 | | |
| | | | |

| | | | |
|----------|------|------------------|----------------|
| 事務職 [2型] | 教養試験 | 口述試験、事務能力検査、適性検査 | 論文試験、口述試験、適性検査 |
|----------|------|------------------|----------------|

(2) 第1次試験

ア 試験種目及び配点

| 試験区分 | 試験種目 | 教養試験 | 専門試験 | 体力試験 |
|--------------|------------------------------|------|------|------|
| | 事務職 [1型]、化学職、建築職、土木職、電気職、機械職 | | 100 | 100 |
| 事務職 [2型]、情報職 | | 100 | | |
| 消防職 I種 | | 100 | | 50 |

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 空欄となっている試験種目は実施しない。

イ 試験内容等

| 試験種目 | 試験内容等 |
|---------------------|--|
| 教養試験 | 択一式、120分（事務職 [2型] は60分）で行われる一般的知識及び能力についての筆記試験 |
| 事務職 [2型] を除く全ての試験区分 | 出題分野は、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能とする。 |
| 事務職 [2型] | 出題分野は、文章理解、判断推理、数的推理、時事、一般知識、基礎英語などとする。 |
| 専門試験 | 択一式、120分で行われる専門的知識及び能力についての筆記試験 |
| 事務職 [1型] | 出題分野は、憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学及び国際関係とする。 |
| 化学職 | 出題分野は、数学、物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学及び化学工学とする。 |
| 建築職 | 出題分野は、数学、物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画及び建築法規を含む。）、建築設備及び建築施工とする。 |
| 土木職 | 出題分野は、数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料及び施工とする。 |
| 電気職 | 出題分野は、数学、物理、電磁気学、電気回路、電気計測、電気制御、電気機器、電力工学、電子工学、情報工学及び通信工学とする。 |
| 機械職 | 出題分野は、数学、物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学、機械制御、機械設計、機械材料及び機械工作とする。 |
| 体力試験 | 消防職としての職務遂行に必要な体力の測定で、種目は、握力、長座体前屈、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし及びシャトルランとする。 |

注意事項

- 1 教養試験及び専門試験は、大学卒業程度の内容で行う。
- 2 体力試験では、運動ができる服装、靴（屋内用）及び水分補給用の飲み物を用意すること。なお、都合により種目を変更する場合がある。

(3) 第2次試験

ア 試験種目及び配点

| 試験区分 | 試験種目 | 第1次試験結果 | 論文試験 | 口述試験 | 事務能力検査 | 適性検査 | 健康診断 |
|------|----------------------------------|---------|------|------|--------|------|------|
| | 事務職 [1型]、情報職、化学職、建築職、土木職、電気職、機械職 | | 50 | 30 | 120 | | ○ |

| | | | | | | |
|----------|----|----|-----|----|---|---|
| 事務職 [2型] | 50 | | 120 | 30 | ○ | |
| 消防職 I 種 | 50 | 30 | 120 | | ○ | ○ |

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 第1次試験結果については、第1次試験の総合得点を第2次試験の配点に応じて換算する。
- 3 適性検査は、口述試験及び合否判定の資料として使用する。
- 4 消防職における健康診断は、適正な消防活動のために消防吏員に求められる適性を判断する目的で実施するものである。
- 5 空欄となっている試験種目は実施しない。
- 6 事務職 [2型] の区分では、第2次試験の実施日に、第3次試験の試験種目である論文試験を実施する。なお、採点は、第2次試験に合格した者のみ行う。

イ 試験内容等

| 試験種目 | 試験内容等 |
|--------|--|
| 論文試験 | 1200字以内、90分で行われる一定のテーマによる論文 |
| 口述試験 | 個人の形式による、主として人物、性格等についての面接 |
| 事務能力検査 | 照合、計算等の事務処理を速く正確に行う能力についての検査 |
| 適性検査 | 性格等に関する適性検査 |
| 健康診断 | 視力及び色覚並びに職務遂行に関する所見について、医師による健康診断書の提出（消防職に限る。） |

注意事項 視力及び色覚は、災害等の現場において、視的情報によって瞬時に危険物の種類を判断したり、要救助者の顔色などから状況を判断したりすることが求められるため、指標の1つとしている。

(4) 第3次試験

ア 試験種目及び配点

| 試験種目 | 第2次試験結果 | 論文試験 | 口述試験 | 適性検査 |
|----------|---------|------|------|------|
| 試験区分 | | | | |
| 事務職 [2型] | 50 | 30 | 120 | ○ |

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 第2次試験結果については、第2次試験の総合得点を第3次試験の配点に応じて換算する。
- 3 適性検査は、口述試験及び合否判定の資料として使用する。なお、第2次試験で実施したものを使用するため、改めて実施することはない。
- 4 論文試験は、第2次試験日に、全受験者に実施する。なお、採点は、第2次試験に合格した者のみ行う。また、第2次試験に不合格となった場合でも、論文試験の原稿用紙は返却しない。

イ 試験内容等

| 試験種目 | 試験内容等 |
|------|-----------------------------|
| 論文試験 | 1200字以内、90分で行われる一定のテーマによる論文 |
| 口述試験 | 個人の形式による、主として人物、性格等についての面接 |

4 試験日等

(1) 第1次試験

| 試験区分 | 試験日・集合時間 | 終了予定時間 | 試験会場 |
|--------------------------------------|----------------|-----------|-------|
| 情報職 | 令和5年6月18日(日) | 午前11時30分頃 | 和歌山市立 |
| 事務職 [1型]、化学職、 建築職、土木職、電気職、 機械職 | 午前9時15分着席、出席点呼 | 午後2時45分頃 | 明和中学校 |
| 消防職 I 種 | | 午後6時00分頃 | |

事務職 [2型]

午前10時30分頃

和歌山市立
日進中学校

注意事項

- 1 試験開始後30分間に限り、遅刻を認める。
- 2 気象条件その他の事情により、試験開始時間等が変更される場合がある。
- 3 試験区分によって試験会場が異なる。
- 4 消防職では、教養試験・体力試験の順に実施する。体力試験では、シャトルランを最後に実施する。シャトルランでは、受験番号順に数人程度を1組として同時に走り、シャトルランを終了した者から、順次解散とする。なお、上記の終了予定時間は、最後の組で走る受験者の目安として記載している。

(2) 第2次試験

| 試験区分 | 試験日 | 実施試験種目 |
|--|--|------------------------|
| 事務職 [1型] 情報職 化学職、建築職、土木職、 電気職、機械職、消防職I種 | 令和5年7月14日（金）、同月15日（土）、同月16日（日）、同月29日（土）、同月30日（日）のうちの1日 | 論文試験 適性検査 |
| | 令和5年8月13日（日）から同月23日（水）までのうちの1日 | 個人の形式による口述試験 |
| 事務職 [2型] | 令和5年7月14日（金）、同月15日（土）、同月16日（日）のうちの1日 | 論文試験 事務能力検査 適性検査 |
| | 令和5年7月20日（木）から同月25日（火）までのうちの1日 | 個人の形式による口述試験 |

注意事項

- 1 都合により、試験日を変更する場合がある。
- 2 試験会場、日時などの具体的な事項は、第1次試験合格者に通知する。なお、和歌山市人事委員会が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くことはできない。
- 3 事務職 [2型] の区分において令和5年7月14日（金）、同月15日（土）、同月16日（日）のうちの1日に実施する論文試験は第3次試験の種目とする。

(3) 第3次試験

| 試験区分 | 試験日 | 実施試験種目 |
|----------|--------------------------------|--------------|
| 事務職 [2型] | 令和5年8月13日（日）から同月23日（水）までのうちの1日 | 個人の形式による口述試験 |

注意事項

- 1 都合により、試験日を変更する場合がある。
- 2 試験会場、日時などの具体的な事項は、第2次試験合格者に通知する。なお、和歌山市人事委員会が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くことはできない。

5 合格発表等

- (1) 合格者は総合得点の高い順に決定する。ただし、それぞれの試験種目において和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となる場合がある。

また、同点者は同順位とするが、最終合格決定時において、可否判定上に同点者がいる場合は、事務職 [2型] については第2次試験の得点順、その他の試験区分については第1次試験の得点順に合格者を決定する。

教養試験、専門試験及び事務能力検査の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものである。

- (2) 消防職I種の第1次試験では、体力試験の結果が一定の基準に達しない場合、他の試験種目の結果にかかわらず、不合格とする。なお、これにより不合格となった者の体力試験の得点は、0点とする。
- (3) 合格発表予定日等は次のとおりである。

| | 時期 | 方法 |
|-----------------------------|------|---------------------------|
| 第1次試験合格発表 | 7月上旬 | 合格者にのみ文書で通知する。 |
| 第2次試験合格発表（事務職〔2型〕） | 8月上旬 | 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。 |
| 第2次試験（最終）合格発表（事務職〔2型〕以外の区分） | 8月下旬 | 合格者及び繰上げ合格候補者にのみ文書で通知する。 |
| 第3次試験（最終）合格発表（事務職〔2型〕） | | 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。 |

(4) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から一定期間、合格者の受験番号を掲示する。ただし、必ず合格通知や合格発表掲示で確認すること。なお、可否に関する電話での問い合わせには応じない。

6 繰上げ合格制度

次のとおり実施する。

- (1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の者の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載する。
- (2) 繰上げ合格候補者の数は、概ね2人から4人とする。ただし、和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数とする。
- (3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用される。
 - ア 正式合格者が採用を辞退した場合
 - イ 正式合格者が必要な資格等を取得できず採用できない場合
 - ウ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合
- (4) 繰上げ合格候補者の受験番号は、最終合格発表掲示に掲載しない。なお、繰上げ合格候補者となった者には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知する。
- (5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により、同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられるが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはない。
- (6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された者が残っていても、同日をもって当該採用候補者名簿は失効し、採用されることはない。
- (7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示する。

7 試験結果の情報提供

(1) この採用試験の結果については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、情報提供を受けることができる。

| | 提供を求めることができる者 | 提供内容 | 提供期間 | 提供場所 |
|---------------------------------------|---|---|--|--------------|
| 第1次試験 | 第1次試験の不合格者（本人に限る。） | 第1次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位 | 合格発表の日から1か月間（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。） | 和歌山市人事委員会事務局 |
| 第2次試験（事務職〔2型〕以外の区分） 第2次試験（事務職〔2型〕） | 第2次試験の受験者（本人に限る。） 第2次試験の不合格者（本人に限る。） | 第1次試験及び第2次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位 | | |

| | | | |
|--------------------|-----------------------|--|------------------------------------|
| 第3次試験 （事務職〔2型〕） | 第3次試験の受験者 （本人に限る。） | 第1次試験から第3 次試験までのそれぞ れの種目別得点及び 総合得点並びに総合 得点に基づく順位 | を除く午前8時30 分から午後5時15 分までとする。） |
|--------------------|-----------------------|--|------------------------------------|

注意事項 第2次試験を受験しなかった第1次試験合格者及び第3次試験を受験しなかった第2次試験合格者の開示については、和歌山市人事委員会事務局へ問い合わせること。

(2) 情報提供を受けようとする者は、受験票を提示すること。なお、電話、郵便等による提供はできない。

8 合格から採用まで

(1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載される。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定する。

(3) 最終合格後に受験資格を満たしていないことが明らかになった場合又は行政職Ⅰ種の試験区分で専門課程の修了を受験資格とした者が専門課程を修了できなかった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用しない。

9 受験申込みの注意事項

(1) 申込みの制限

ア 申込みできる試験区分は1つに限り、申込書の受理後における試験区分の変更はできない。

イ 郵送による申込みに限る。

(2) 受験案内及び申込書の配布

令和5年4月28日（金）から配布する。ただし、日曜日等を除く。

(3) 受験案内及び申込書の入手方法等

| 入手方法 | 入手場所等 |
|---------------|--|
| 直接受け取る方法 | 和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング2階 和歌山市人事委員会事務局 日曜日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。 |
| ダウンロードで入手する方法 | 和歌山市ホームページからダウンロードすることができる。 和歌山市ホームページ http://www.city.wakayama.wakayama.jp/ |
| 郵便で入手する方法 | 郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局宛てに、140円分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号などのA4サイズが入る大きさのもの）を同封して行うものとする。 |

(4) 受験申込方法

| | |
|--------|--|
| 提出書類 | ① 申込書 ② 添付書類 ③ 返信用封筒（受験票送付用） （注）長形3号封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付すること。 |
| 申込期間等 | 令和5年4月28日（金）から同年5月22日（月）まで 令和5年5月22日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。 |
| 提出先 | 送付先：郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局 （注）封筒（角形2号：A4サイズが入る大きさ）の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書き提出すること。また、不着のトラブルを避けるため、必ず郵便局で簡易書留郵便の手続きをすること。 |
| 受験票の発行 | 令和5年5月26日（金）以降に順次発送する。なお、受験票が令和5年6月2日（ |

金）を過ぎても届かないときは、至急和歌山市人事委員会事務局へ連絡すること。

(5) その他

- ア この試験において提出された書類等は、受付後返却しない。
- イ 申込書に記載された個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しない。
- ウ 試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して要望がある者は、受験申込書の「受験に関する特記事項」欄に記入すること。

10 受験申込時の添付書類

- (1) 行政職Ⅰ種又は消防職Ⅰ種の受験申込みをする者で、2受験資格(3)試験区分別受験資格の飛び級・飛び入学による大学の卒業者の特例に該当する者は、受験資格を確認するための書類を提出させる場合があるので、あらかじめ和歌山市人事委員会事務局へ問い合わせること。
- (2) 情報職の受験申込みをする者は、2受験資格(3)試験区分別受験資格②に定めるいずれかの試験に合格していることを証明するものの写し(A4サイズにコピーしたもの)1通を添付すること。
- (3) 行政職Ⅰ種(化学職・建築職・土木職・電気職・機械職)の受験申込みをする者は、受験資格確認シートを添付すること。
- (4) 行政職Ⅰ種(化学職・建築職・土木職・電気職・機械職)の受験申込みをする者で、2受験資格(3)試験区分別受験資格②イに該当する者は、同項に定めるいずれかの資格を有することを証明するものの写し(A4サイズにコピーしたもの)1通を添付すること。

11 第1次試験合格者の提出書類等

- (1) 第1次試験に合格した者には、履歴書を提出させる。その際に、写真を再度貼り付けて提出すること。なお、写真は、最近6か月以内に撮影されたもので縦4センチメートル横3センチメートル、脱帽、上半身、正面向のものに限り、受験申込書に貼り付けたものと同じもので構わない。また、令和5年7月14日(金)午後1時まで(締切厳守)に提出すること。
- (2) 行政職Ⅰ種(化学職・建築職・土木職・電気職・機械職)の第1次試験に合格した者で、2受験資格(3)試験区分別受験資格②アに該当する者には、専門課程の修了を確認するため、未開封の成績証明書を提出させる。
- (3) 第1次試験に合格した者に提出させる書類等に関する詳細は、合格通知に同封する。

12 給与等

- (1) 令和5年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりである。

| 試験区分 | 初任給 |
|-------|-----------|
| 行政職Ⅰ種 | 約196,300円 |
| 消防職Ⅰ種 | 約224,700円 |

- (2) 学歴及び民間企業の職歴等に応じて初任給に一定の額が加算(5年分を上限とする。)される。また、昇任に係る必要年数は、職歴等に応じて短縮される。
- (3) 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末及び勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給される。
- (4) 採用された者は、和歌山県市町村職員共済組合等に参加することになる。

13 日本国籍を有しない職員の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する。」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限がある。

- (1) 公権力の行使に該当する業務は担当できない。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりである。
 - ア 市民の権利や自由を一時的に制限する内容を含む業務
 - イ 市民に義務や負担を一時的に課す内容を含む業務
 - ウ 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務
- (2) 公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできない。公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関与する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当する。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級まで

の昇任が可能である。

（令和5年4月26日揭示済）

【 正 誤 】

令和5年3月31日付け和歌山市公報号外第10号正誤表

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---------|--------------|--------------|
| 7 | 上から3行目 | （令和5年第法律第 号） | （令和5年法律第18号） |
| 9 | 上から8行目 | （令和5年第法律第 号） | （令和5年法律第18号） |
| 9 | 上から12行目 | （令和5年第法律第 号） | （令和5年法律第18号） |